

らおせ知

県民総合文化祭
「三曲・日舞・能楽・
琵琶公演」のご案内

県下各地で繰り広げられるアマチュア文化の祭典「県民総合文化祭」。その一環として「三曲・日舞・能楽・琵琶公演」が松前総合文化センターで開催されます。

今回は、松前文化協会20周年記念事業として行われ、松前町からも三曲・能楽などが参加し、日本古来の伝統芸能の魅力をつつぷりとお楽しみいただく予定です。

日時 11月17日(日)
13時～17時

明るい選挙推進運動が
始まって50年

「明るい選挙」とは、投票する方が、買収などに惑わされず、情実・利害などにとらわれることなく、自由な意思で投票し、選挙が公正に行われて、私たちの意思が政治に正しく反映される選挙のことをいいます。

この「明るい選挙」の実現と投票参加を呼びかける「明るい選挙推進運動」が、昭和27年に始まって今年で50周年を迎えました。

有権者の皆さん、明日の社会のために、明るい選挙をすすめましょう。



場所 松前総合文化センター
※入場料は無料ですが、入場整理券が必要です。松前総合文化センターにてお求めください。
問い合わせ
松前総合文化センター

☎985-4139

クーリング・
オフ制度を
ご存知ですか？

訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供(※1)、連鎖販売取引(マルチ商法)、内職、モニター商法、業務提携誘引販売取引の商法で契約してしまっただけで、解除したい。そんなときは、契約を解除する旨の通知書を作成し、業者に郵便で送ればできます。

① 契約書面を受け取った日を含めて8日以内(内職、モニター商法、マルチ商法は20日以内)に、書面で通知します。

② 書面はコピーをとり、大切に保管してください。

③ 内容証明郵便(内容と配達日を証明)で簡易書留扱いにするのが最も確かです。

※通信販売ではクーリング・オフできません。また、一部の商品ではクーリング・オフできない場合もあります。

※ハガキ(簡易書留)でもできます(必ず両面のコピーを取っておく)が、文書の

〈クーリング・オフ書面の書き方例〉

<p>契約解除通知書</p> <p>私は、平成〇年〇月〇日〇〇(価格〇〇円)の購入契約を締結しましたが、都合により、右契約を解除します。</p> <p>つきましては、私が代金の一部として支払いました金〇〇円をすみやかに返還してください。</p> <p>なお、当方が保管している商品は、右の支払い返還後、早急にお引き取りください。</p>	<p>内容証明書用紙</p> <p>平成〇年〇月〇日</p> <p>〇〇市〇〇町〇〇番地</p> <p>名前</p> <p>〇〇市〇〇町〇〇番地</p> <p>〇〇市〇〇町〇〇番地</p> <p>〇〇株式会社 代表者様</p>
---	---

内容を証拠として残しておく内容証明郵便が確実です。

内容証明郵便とは、誰がいつ、どのような内容の文書を書き出したかを、総務省が証明する制度で、文具店で市販されている用紙を使うと便利です。

○書面を3部作成します。(送付用、本人控用、郵便)

局控用。市販の用紙は3部複写になっています。○郵便局へ持参し、証明してもらってから投函します。(認印が必要)

※1「特定継続的役務」には、エステティックサロン、外国語会話教室、学習塾、家庭教師派遣の4役務が指定されています。

問い合わせ・相談窓口

生活センター消費者110番 松山市山越町450 ☎925-3700
松山地方局くらしの窓口 松山市北持田町132 ☎946-3700